

## 「第5次三木市公共交通網計画」の今後の位置付けについて

本市においてこれまで策定してきた公共交通網計画は、交通政策に関わる法律に規定されない「任意計画」であった。

現在のところ、本協議会において策定協議を進めている「第5次計画」についても、前回計画と同様、市の「任意計画」と位置付けている。

しかしながら、下記に掲げる理由により、今後の計画策定の進捗も見据えつつ、「第5次計画」を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）に基づく「三木市地域公共交通網形成計画」（法定計画）（以下「形成計画」という。）として策定することを検討する。

### 記

#### 1 従来の「任意計画」から「法定計画」への位置付けを検討する主な理由

(1) 「第5次計画」の策定に向けた方向性として、鉄道駅を拠点に鉄道とバスが連携する公共交通網の構築やデマンド型交通などの新たな交通手段の検討など、まちづくりとも連携した面的な公共交通網の再構築を掲げている。

このことは、法により国が推進する形成計画策定の趣旨に合致している。

(2) 本協議会は、市民代表や国、県のほか、バス事業者、道路管理者、公安委員会のみならず、鉄道事業者やタクシー事業者、商工会議所など、法に定めるメンバーが既に委員として参画しており、形成計画策定のための協議会（法定協議会）としての要件を具備している。

(3) 形成計画の策定後、計画に定めた取組を推進していくに当たり国庫補助制度の活用が可能となり、国の支援による市の財政負担の軽減につながる。

(4) 本市は既に、本年4月に、神戸電鉄粟生線の沿線市である神戸市及び小野市とともに「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」を策定している。

また、神戸市が本年度末に策定予定の「北神地域公共交通再編実施計画」においては、本市をまたがる広域バス路線の一部再編が含まれている。

このため、本市の「第5次計画」を形成計画と位置付けることにより、これらの広域計画との整合が図られる。